

2025年3月19日

各位

会社名 アセットマネジメントOne株式会社
(管理会社コード：13694)
代表者名 取締役社長 杉原 規之
問合せ先 商品開発グループ 積木 利浩
(TEL.03-6774-5100)

投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象投資信託

	銘柄名	銘柄コード
①	One ETF 日経225	1369
②	One ETF トピックス	1473
③	One ETF JPX日経400	1474
④	One ETF JPX/S&P 設備・人材投資指数	1484
⑤	One ETF JPX日経中小型	1493
⑥	One ETF 高配当日本株	1494
⑦	One ETF ESG	1498
⑧	One ETF 東証REIT指数	2556

2. 変更の内容および理由

有価証券の貸付の指図にかかる品貸料から委託会社と受託会社が受け取る報酬の変更を行います。あわせて当該品貸料について計理処理の明確化を行います。有価証券の貸付(レンディング)の実施に際し体制整備を図る中で、所要の記載整備を行うものです。
※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。

3. 日程

金融庁届出日 : ①~⑤、⑦⑧2025年4月7日 ⑥2025年7月7日
約款変更日 : ①~⑤、⑦⑧2025年4月9日 ⑥2025年7月9日

4. 書面決議の手続き等

当該投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面による決議は行いません。

以上

投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 One ETF 日経225

(新)	(旧)
<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料(貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないもの)とします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とすることができます。以下同じ。)に100分の50未満の率を乗じて得た額</p> <p>② (以下略)</p>	<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額</p> <p>② (以下略)</p>

追加型証券投資信託 One ETF トピックス

追加型証券投資信託 One ETF JPX日経400

(新)	(旧)
<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信</p>	<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信</p>

(新)	(旧)
<p>託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料(貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないもの)とします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とすることができます。以下同じ。)に100分の50未満の率を乗じて得た額</p> <p>② (以下略)</p>	<p>託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料に100分の50以内の率を乗じて得た額</p> <p>② (以下略)</p>

追加型証券投資信託 One ETF JPX/S&P 設備・人材投資指数
追加型証券投資信託 One ETF JPX日経中小型
追加型証券投資信託 One ETF 高配当日本株
追加型証券投資信託 One ETF ESG
追加型証券投資信託 One ETF 東証REIT指数

(新)	(旧)
<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料(貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないもの)とします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料</p>	<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料に100分の50以内の率を乗じて得た額</p>

(新)	(旧)
<p>に、当該金銭の運用により生じた とみなし得る収益を加算し、貸付 の相手方に支払う当該金銭に対 する利息額を控除して得た額(た だし、この額が負の場合は、零と します。)とすることができます。 以下同じ。)に100分の50未満の率 を乗じて得た額</p> <p>② (以下略)</p>	<p>② (以下略)</p>